

# 埼玉県子ども・若者計画【概要】

## 計画の位置付け

- 「子ども基本法」、「埼玉県子ども・若者基本条例」に基づく「都道府県子ども計画」
- 「子ども・子育て支援法」に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「都道府県行動計画」
- 「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「都道府県計画」
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「都道府県自立促進計画」
- 「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 厚生労働省通知に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」
- 厚生労働省通知に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- 「埼玉県青少年健全育成条例」に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画

## 計画期間

令和7年度～令和11年度  
(5年間)

## 有識者による検討、子ども若者意見聴取

- ・県児童福祉審議会、県計画策定作業部会
- ・子どもや若者との意見交換、WEBアンケート、県民コメント

## 将来像

### 子どもまんなか社会の実現

- 将来像1 子ども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会  
 将来像2 子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会  
 将来像3 子どもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

## 計画の体系

### 将来像1 子ども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

#### 施策の柱

1 子どもの権利擁護、意見の反映

#### 具体的施策

- (1)子どもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2)子ども等が意見を表明する機会の確保

### 将来像2 子ども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

#### 施策の柱

2 居場所づくり、社会的活動の  
参画支援

#### 具体的施策

- (1)子ども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援
- (2)子ども・若者の社会形成への参画支援

3 親と子の健康・医療の充実

- (1)妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- (2)医療提供体制の充実
- (3)医療に係る経済的支援

4 「子どもの貧困」対策の推進、配慮を  
要する子どもへの支援

- (1)「子どもの貧困」対策の推進
- (2)ひとり親家庭への支援
- (3)障害などのある子ども・若者への支援
- (4)ヤングケアラーへの支援
- (5)ニート、ひきこもり、不登校等の子ども・若者への支援
- (6)一人ひとりの状況に応じた支援

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

- (1)子どもを虐待から守る地域づくり
- (2)社会的養育の充実

6 子ども・若者の自殺対策、犯罪など  
から子ども・若者を守る取組

- (1)子ども・若者の自殺対策
- (2)インターネット対策の推進
- (3)子ども・若者に対する性犯罪・性暴力対策
- (4)犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備
- (5)非行防止と立ち直り支援

10 未来を切り拓く子ども・若者の応援

- (1)若者の職業的自立、就労等支援
- (2)若年者の経済的自立の支援
- (3)グローバル社会で活躍する人材の育成

### 将来像3 子どもを生むことや、育てることに希望を持ち、子育てに喜びを実感できるとともに、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

#### 施策の柱

7 子ども・若者、子育てにやさしい  
社会づくりの推進

#### 具体的施策

- (1)子どもまんなか社会への気運醸成
- (2)子ども政策DXの推進
- (3)子どもにとって安全・安心なまちづくりの推進
- (4)子育てしやすい住環境の整備

8 結婚・出産の希望実現

- (1)結婚を望む人への支援
- (2)不妊・不育症に悩む人への支援
- (3)プレコンセプションケアの推進

9 「子育て」と「子育て」の支援

- (1)家庭の子育て力の充実
- (2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3)質の高い幼児教育・保育の充実
- (4)学校教育の充実
- (5)自立的な子育ての支援
- (6)子育てに係る経済的負担の軽減

11 子ども・若者の健やかな成長を  
支える担い手の養成・支援

- (1)分野横断的な支援人材の育成
- (2)多様な担い手による持続的な活動の推進

12 ワークライフバランス・男女の  
働き方改革の推進

- (1)企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2)共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

※ 施策の柱1～7が「ライフステージを通じた施策」、8～12が「ライフステージ別の施策」

# 指標(1/2)

項目	No.	指標名	現状値	目標値
1 こどもの権利擁護、意見の反映	1	「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じるこどもの割合	72.1% (令和6年度)	90.0%以上 (令和11年度)
	2	こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数	27市町 (令和6年度)	63市町村 (令和11年度)
2 居場所づくり、社会的活動の参画支援	3	こどもの居場所数	734か所 (令和5年度)	800か所以上(令和11年度)
	4	主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合	55.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)
3 親と子の健康・医療の充実	5	乳幼児健康診査未受診者の状況把握率	1歳6か月児健康診査 90.7% 3歳児健康診査 93.3% (令和4年度)	1歳6か月児健康診査 100% 3歳児健康診査 100% (令和11年度)
	6	母体・新生児搬送コーディネーターの母体搬送調整で4回以上の受入照会を行った割合	18.7% (令和4年度)	15.0% (令和11年度)
	7	小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合	3.5% (令和4年)	2.0% (令和11年)
4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	8	生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	40.2% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)
	9	児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、進学・就職などの希望する進路に進めたこどもの割合	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)
	10	子ども・若者支援地域協議会(これに相当する体制を含む。)を設置している市町村の数	25市町 (令和5年度末)	63市町村 (令和11年度末)
	11	こどもの居場所数【再掲】	734か所 (令和5年度)	800か所以上(令和11年度)
	12	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	85.4% (令和5年度)	92.3% (令和11年度)
5 児童虐待防止・社会的養育の充実	13	里親等委託率	24.3% (令和5年度)	42.0% (令和11年度)
	14	児童養護施設入所中に高校を卒業する者で、進学・就職などの希望する進路に進めたこどもの割合【再掲】	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)
6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	15	自主防犯活動が実施されている地域の割合	86% (令和5年度)	90% (令和11年度)
	16	青少年の再非行(犯罪)防止活動に取り組む市町村の数	20市町村 (令和5年度末)	63市町村 (令和11年度末)
	17	児童生徒を対象とした防犯教育(防犯教室等)の実施率	100% (令和5年度)	100% (令和11年度)
7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	18	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	24.1% (令和6年度)	70.0% (令和11年度)
	19	自主防犯活動が実施されている地域の割合【再掲】	86% (令和5年度)	90% (令和11年度)
	20	低所得の子育て世帯向け住宅の新規入居世帯数	182世帯 (令和5年度)	900世帯 (令和11年度)

# 指標(2/2)

項目	No.	指標名	現状値	目標値
8 結婚・出産の希望実現	21	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	21.1% (令和6年度)	70.0% (令和11年度)
	22	SAITAMA出会いサポートセンターの成婚退会組数	458組 (令和5年度末)	1,180組 (令和11年度末)
	23	不妊検査助成件数	2,363件 (令和5年度)	2,404件 (令和11年度)
	24	プレコンセプションケアの取組を実施している市町村数	24市町 (令和5年度)	63市町村 (令和11年度)
9 「子育て」と「子育て」の支援	25	保育所等受入枠	149,468人 (令和5年度)	156,757人 (令和11年度)
	26	延長保育事業	93,487人 (令和5年度)	100,768人 (令和11年度)
	27	一時預かり事業	821,311人日(令和5年度)	845,139人日(令和11年度)
	28	病児保育事業	75,837人日(令和5年度)	102,474人日(令和11年度)
	29	放課後児童クラブ受入枠	81,108人 (令和5年度)	91,508人 (令和11年度)
	30	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	小学校:85.0% 中学校:86.1% (令和5年度)	小学校:100% 中学校:100% (令和11年度)
	31	「地域でこどもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)
	32	いじめの解消率	97.5% (令和5年度)	100% (令和11年度)
33	性に関する知識や態度と生命の尊さなどを関連付けて学ぶ「生命(いのち)の安全教育」を実施した学校の割合	なし	100% (令和11年度)	
10 未来を切り拓くこども・若者の応援	34	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	5.4% (令和5年度)	3.9% (令和11年度)
	35	職場体験やインターンシップを実施した高等学校の割合	41.8% (令和5年度)	85.0%以上 (令和11年度)
11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	36	子ども・若者支援地域協議会(これに相当する体制を含む。)を設置している市町村の数【再掲】	25市町 (令和5年度末)	63市町村 (令和11年度末)
	37	「地域でこどもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合【再掲】	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)
12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	38	男性の育児休業取得率	28.7% (令和5年度)	76.9% (令和11年度)